

愛知県選挙管理委員会定例選挙管理委員会会議録

日 時 令和3年5月12日(水)
午前10時59分開始
午前11時49分終了
場 所 愛知県選挙管理委員会室

出席者	加藤 茂	委員長
	小林 功	委員長職務代理者
	鬼頭 英一	委員
	近藤 良三	委員
事務局出席者	松崎 健吾	局長
	伊藤 義剛	次長
	飯田 達也	局長補佐
	水口 雅文	主査

他書記1名

1 報告事項

(1) 市町村の選挙について

ア 執行されたもの

(ア) 愛西市長選挙	4. 11 告示	4. 18 選挙 (5. 14 任期満了)
(イ) 武豊町長選挙	4. 13 告示	4. 18 選挙 (4. 26 任期満了)
(ウ) 名古屋市市長選挙	4. 11 告示	4. 25 選挙 (4. 27 任期満了)
(エ) 東海市長選挙	4. 18 告示	4. 25 選挙 (5. 16 任期満了)

イ 執行が予定されているもの

(ア) 名古屋市議会議員補欠選挙 (南区)	5. 14 告示	5. 23 選挙 (議員の欠員)
(イ) 半田市長選挙	5. 30 告示	6. 6 選挙 (6. 23 任期満了)
(ウ) 半田市議会議員補欠選挙	5. 30 告示	6. 6 選挙 (便 乗 補 欠)
(エ) 西尾市長選挙	6. 13 告示	6. 20 選挙 (7. 4 任期満了)
(オ) 西尾市議会議員一般選挙	6. 13 告示	6. 20 選挙 (6. 24 任期満了)
(カ) 南知多町議会議員一般選挙	6. 15 告示	6. 20 選挙 (6. 29 任期満了)
(キ) 清須市長選挙	7. 11 告示	7. 18 選挙 (8. 6 任期満了)
(ク) 大治町長選挙	7. 13 告示	7. 18 選挙 (8. 3 任期満了)
(ケ) 大治町議会議員補欠選挙	7. 13 告示	7. 18 選挙 (便 乗 補 欠)
(コ) 高浜市長選挙	8. 22 告示	8. 29 選挙 (9. 8 任期満了)
(サ) 設楽町長選挙	10. 12 告示	10. 17 選挙 (10. 22 任期満了)
(シ) 大口町長選挙	10. 19 告示	10. 24 選挙 (10. 31 任期満了)
(ス) 新城市市長選挙	10. 24 告示	10. 31 選挙 (11. 12 任期満了)
(セ) 新城市議会議員一般選挙	10. 24 告示	10. 31 選挙 (11. 12 任期満了)

飯田局長補佐から、市町村の選挙について、資料のとおり報告された。

2 提案事項

第7号議案 不在者投票施設の指定に係る委員長の専決処分について

飯田局長補佐から、公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき、施設の長が不在者投票管理者となる施設を指定することについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、専決処分を行った旨の説明をされ、委員会で承認された。

第8号議案 不在者投票施設の指定に係る委員長の専決処分について

飯田局長補佐から、公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき、施設の長が不在者投票管理者となる施設を指定することについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、専決処分を行った旨の説明をされ、委員会で承認された。

第9号議案 不在者投票施設の指定に係る委員長の専決処分について

飯田局長補佐から、公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき、施設の長が不在者投票管理者となる施設を指定することについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、専決処分を行った旨の説明をされ、委員会で承認された。

第10号議案 不在者投票施設の指定の取消しについて

飯田局長補佐から、公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき、施設の長が不在者投票管理者となる施設について、2施設の指定を取り消す旨の説明をされ、委員会で承認された。

第 11 号議案 土地改良区定款中総代の選挙に関する事項について

飯田局長補佐から、土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正前の土地改良法施行令第 47 条の規定に基づき、資料の 11 の土地改良区の定款中、総代の選挙に関する事項について愛知県知事から意見を求められたが、内容を審査したところ、適当と認められることから、意見はないと回答する旨の説明をされ、委員会で承認された。

3 協議事項

(1) 明るい選挙推進愛知県協議会委員の選任について

飯田局長補佐から、明るい選挙推進愛知県協議会委員のうち、1名の異動があり、後任者として1名の者を推薦する旨の説明をされ、委員会で承認された。

(2) 直接請求制度の運用に関する提案書について

飯田局長補佐から、直接請求制度の運用に関して、資料のとおり総務省へ提案書を提出する旨の説明をされ、委員会で承認された。

4 その他

(1) 政治団体の設立等の状況について

飯田局長補佐から、4月中における政治団体の状況、資金管理団体の指定の状況、国会議員関係政治団体の状況等について、資料のとおり説明された。

(2) 政治資金規正法に基づく収支報告書（令和2年分）の提出状況について

飯田局長補佐から、4月中における令和2年分の収支報告書の提出状況について、資料のとおり説明された。

(3) その他

飯田局長補佐から、今後の選管日程及び議会日程等について説明された。

愛知県選挙管理委員会運営規程第21条

第2項の規定に基づき署名する。

令和3年5月12日

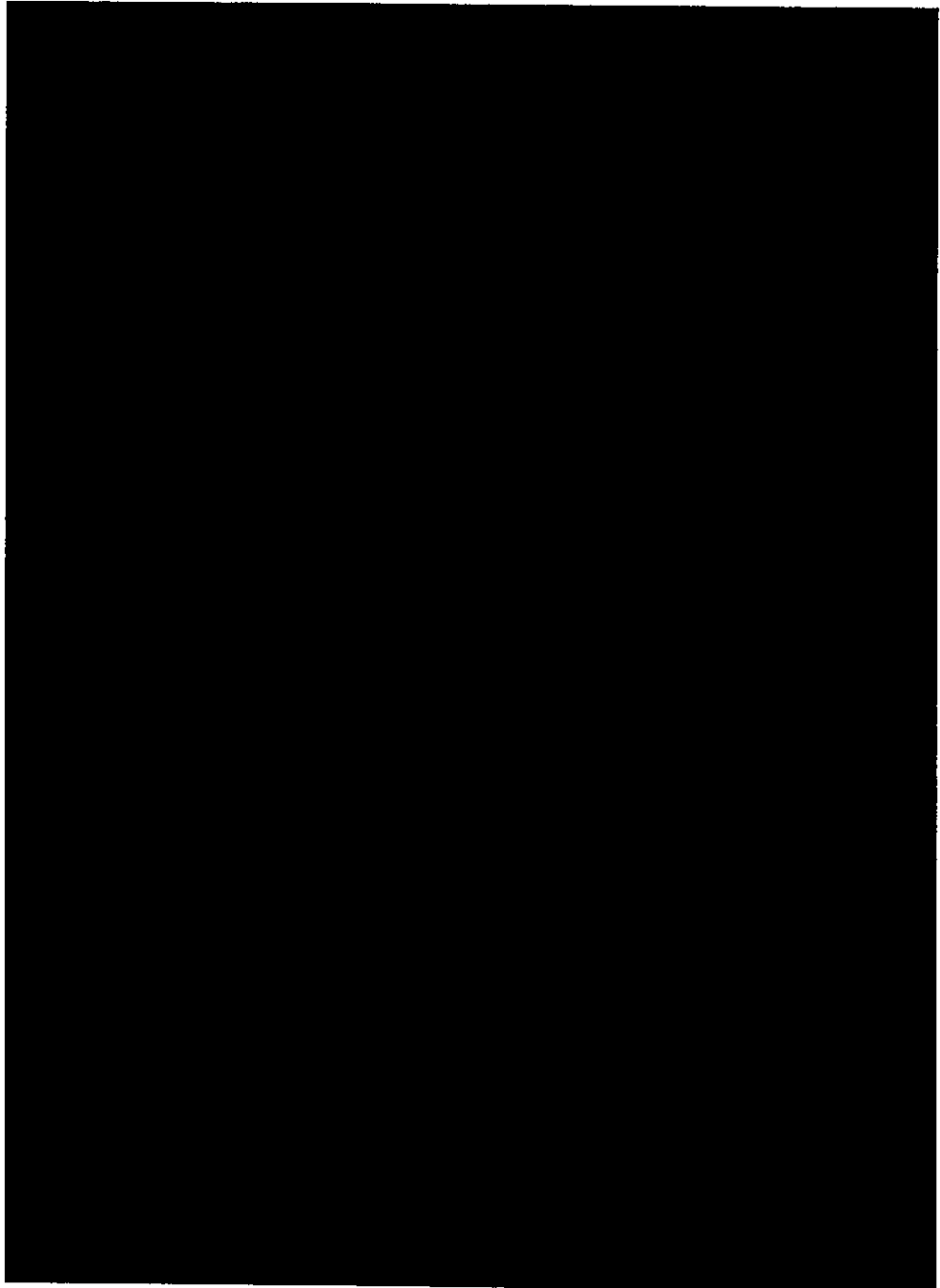
委員長

委員長職務代理者

委員

委員

書記



5月定例選挙管理委員会会議提出事項

日時 令和3年5月12日(水)
午前11時
場所 愛知県選挙管理委員会室

1 報告事項

(1) 市町村の選挙について

ア 執行されたもの

(ア) 愛西市長選挙	4.11 告示	4.18 選挙 (5.14 任期満了)
(イ) 武豊町長選挙	4.13 告示	4.18 選挙 (4.26 任期満了)
(ウ) 名古屋市長選挙	4.11 告示	4.25 選挙 (4.27 任期満了)
(エ) 東海市長選挙	4.18 告示	4.25 選挙 (5.16 任期満了)

イ 執行が予定されているもの

(ア) 名古屋市議会議員補欠選挙(南区)	5.14 告示	5.23 選挙 (議員の欠員)
(イ) ※半田市長選挙	5.30 告示	6.6 選挙 (6.23 任期満了)
(ウ) ※半田市議会議員補欠選挙	5.30 告示	6.6 選挙 (便乗補欠)
(エ) ※西尾市長選挙	6.13 告示	6.20 選挙 (7.4 任期満了)
(オ) ※西尾市議会議員一般選挙	6.13 告示	6.20 選挙 (6.24 任期満了)
(カ) ※南知多町議会議員一般選挙	6.15 告示	6.20 選挙 (6.29 任期満了)
(キ) ※清須市長選挙	7.11 告示	7.18 選挙 (8.6 任期満了)
(ク) ※大治町長選挙	7.13 告示	7.18 選挙 (8.3 任期満了)
(ケ) ※大治町議会議員補欠選挙	7.13 告示	7.18 選挙 (便乗補欠)
(コ) ※高浜市長選挙	8.22 告示	8.29 選挙 (9.8 任期満了)
(サ) ※設楽町長選挙	10.12 告示	10.17 選挙 (10.22 任期満了)
(シ) ※大口町長選挙	10.19 告示	10.24 選挙 (10.31 任期満了)
(ス) ※新城市長選挙	10.24 告示	10.31 選挙 (11.12 任期満了)
(セ) ※新城市議会議員一般選挙	10.24 告示	10.31 選挙 (11.12 任期満了)

(注) ※印は、報告済み。

2 提案事項

- 第7号議案 不在者投票施設の指定に係る委員長の専決処分について
- 第8号議案 不在者投票施設の指定に係る委員長の専決処分について
- 第9号議案 不在者投票施設の指定に係る委員長の専決処分について
- 第10号議案 不在者投票施設の指定の取消しについて
- 第11号議案 土地改良区定款中総代の選挙に関する事項について

3 協議事項

- (1) 明るい選挙推進愛知県協議会委員の選任について
- (2) 直接請求制度の運用に関する提案書について

4 その他

- (1) 政治団体の設立等の状況について
- (2) 政治資金規正法に基づく収支報告書(令和2年分)の提出状況について
- (3) その他

選 挙 情 報

令和 3 年 4 月 19 日
選挙管理委員会

- 1 選挙の名称 愛西市長選挙
- 2 執行月日等
告示日 4月11日 選挙期日 4月18日
- 3 選挙事由
任期満了(2021年5月14日)

4 当 選 人

(ふりがな) 氏 名	ひなが たかあき 日永 貴章	生年月日 (年 齢)	昭和 48 年 7 月 3 日 (47 歳)
(ふりがな) 住 所	あいちけんあいさいしはやおちようだご ばんち 愛知県愛西市早尾町枝郷27番地	所属党派	無所属
		新現元別	現(3)
		職 業	市長

注 ()内は、就任回数を示す。

5 開票状況

届出 番号	候補者氏名	得 票 数 (得票率%)	年 齢	職 業	所属党派	新現 元別	備 考
1	日永 貴章	14,680 (77.21)	47	市長	無所属	現	
2	松崎 省三	4,334 (22.79)	74	日本共産党 尾張南地区委員長	無所属	新	

有効投票数 19,014 無効投票数 453 投票総数 19,467
 持ち帰りその他 0 法定得票数 4753.500 供託物没収点 1,901.400

6 投票状況

区分	当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投 票 率		
				A(%)	前回 B	A-B
男	25,368	9,409	15,959	37.09	39.57	-2.48
女	26,826	10,058	16,768	37.49	40.28	-2.79
計	52,194	19,467	32,727	37.30	39.94	-2.64

注 「前回」欄の数値は、2017(平成29)年4月23日執行のものである。

7 その他

当選人の告示 4月18日 当選証書付与 4月19日

選 挙 情 報

令和3年4月13日
午後5時
選挙管理委員会

1 選挙の名称 武豊町長選挙

2 執行月日等 告示日 4月13日 選挙期日 4月18日

3 選挙事由 任期満了 (令和3年4月26日)

4 立候補者

届出番号	ふりがな 候補者氏名	住 所	ふりがな 住 所	生年月日	年 齢	性別	所属党派	新現元 別	職 業	立 候 補 届出月日
1	おみやま 初山 よしてる (初山 芳輝)	あいちけんち 愛知県知多郡 貴字寺東30番地	たぐんたけし 多郡武豊町 ばんち 東30番地	昭和22年 7月12日	73	男	無所属	現	武豊町長	4月13日

(注)「候補者氏名」欄の()内は、通称認定を受けた候補者の本名である。

午後5時、立候補の受付を締め切ったところ、立候補者は上記の者のみであり、無投票となりました。

選 挙 情 報

令和 3 年 4 月 26 日
選挙管理委員会

- 1 選挙の名称 名古屋市長選挙
- 2 執行月日等
告示日 4月11日 選挙期日 4月25日
- 3 選挙事由
任期満了(令和3年4月27日)

4 当 選 人

(ふりがな) 氏 名	河村 たかし	生年月日 (年 齢)	昭和 23 年 11 月 3 日 (72 歳)
(ふりがな) 住 所	愛知県名古屋市東区古出来二丁目5番11号	所属党派	無所属
		新現元別	現(5)
		職 業	名古屋市長

注 ()内は、就任回数を示す。

5 開票状況

届出番号	候補者氏名	得票数 (得票率%)	年齢	職 業	所属党派	新現元別	備考
1	河村 たかし	398,656 (51.68)	72	名古屋市長	無所属	現	
2	押越 清悦	8,162 (1.06)	62	非営利特定活動法人 TargetedIndividualsJapan 理事長	無所属	新	
3	横井 利明	350,711 (45.47)	59	社会福祉法人 理事長	無所属	新	
4	太田 敏光	13,804 (1.79)	72	無職	無所属	新	

有効投票数 771,333 無効投票数 10,170 投票総数 781,503
 持ち帰りその他 14 法定得票数 192,833.250 供託物没収点 77,133.300

6 投票状況

区分	当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率		
				A(%)	前回 B	A-B
男	909,975	375,485	534,490	41.26	36.35	4.91
女	945,419	406,032	539,387	42.95	37.44	5.51
計	1,855,394	781,517	1,073,877	42.12	36.90	5.22

注 「前回」欄の数値は、平成29年4月23日執行のものである。

7 その他

当選人の告示 4月26日 当選証書付与 4月26日

選 挙 情 報

令和 3 年 4 月 26 日
選挙管理委員会

- 1 選挙の名称 東海市長選挙
- 2 執行月日等
告示日 4月18日 選挙期日 4月25日
- 3 選挙事由
任期満了(令和3年5月16日)

4 当 選 人

(ふりがな) 氏 名	はなだ かつしげ 花田 勝重	生年月日 (年 齢)	昭和 33 年 7 月 14 日 (62 歳)
(ふりがな) 住 所	あいちけんとうかいし ふ、きしままちいしね ばんち 愛知県東海市富木島町石根1番地の6	所属党派	無所属
		新現元別	新(1)
		職 業	無職

注 ()内は、就任回数を示す。

5 開票状況

届出 番号	候補者氏名	得 票 数 (得票率%)	年 齢	職 業	所属党派	新現 元別	備 考
1	花田 勝重	24,899 (71.56)	62	無職	無所属	新	
2	川田 義光	9,895 (28.44)	65	無職	無所属	新	

有効投票数 34,794 無効投票数 499 投票総数 35,293
持ち帰りその他 0 法定得票数 8,698.500 供託物没収点 3,479.400

6 投票状況

区分	当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投 票 率		
				A (%)	前回 B	A-B
男	47,561	18,581	28,980	39.07	37.25	1.82
女	43,639	16,712	26,927	38.30	35.40	2.90
計	91,200	35,293	55,907	38.70	36.37	2.33

注 「前回」欄の数値は、平成25年4月21日執行のものである。(平成29年4月23日執行は無投票。)

7 その他

当選人の告示 4月25日 当選証書付与 4月26日

市町村長及び議会議員の任期満了日等一覧表

令和3年5月12日現在

市町村名	長			議員	
	区分	任期満了日	氏名	区分	任期満了日
県計	8			37	
大都市計				1	
都市計	6			23	
町村計	2			13	
名古屋市		7. 4. 27	河村たかし	○	5. 4. 11
豊橋市		6. 11. 16	浅井由崇	○	5. 4. 30
岡崎市		6. 10. 20	中根廉浩		6. 10. 25
一宮市		5. 1. 31	中野正康	○	5. 4. 30
瀬戸市	○	5. 4. 30	伊藤保徳	○	5. 4. 30
半田市		3. 6. 23	榊原純夫	○	5. 4. 30
春日井市		4. 5. 27	伊藤太	○	5. 4. 30
豊川市		5. 10. 19	竹本幸夫	○	5. 4. 30
津島市		4. 4. 26	日比一昭	○	5. 4. 30
碧南市		6. 4. 28	綱亙田政信		6. 5. 4
刈谷市		5. 7. 19	稲垣武		5. 7. 27
豊田市の		6. 2. 18	太田稔彦	○	5. 4. 29
豊城市の		6. 2. 14	神谷学	○	5. 4. 30
西尾市の		3. 7. 4	中村健		3. 6. 24
清郡市の		5. 11. 6	鈴木寿明	○	5. 4. 29
犬山市		4. 12. 16	山田拓郎	○	5. 4. 29
常滑市の	○	5. 4. 25	伊藤辰矢	○	5. 4. 29
江南市の	○	5. 4. 29	澤田和延	○	5. 4. 30
小牧市の		5. 2. 25	山下史守朗		5. 10. 8
稲沢市の		6. 12. 3	加藤錠司郎		5. 9. 30
新城市の		3. 11. 12	穂積亮次		3. 11. 12
東海市の		3. 5. 16	鈴木淳雄		4. 3. 31
大府市の		6. 4. 12	岡村秀人	○	5. 4. 30
知多市の		3. 10. 3	宮島壽男	○	5. 5. 31
知立市の		6. 12. 23	林郁夫		4. 8. 25
尾張旭市の		5. 2. 2	森和実	○	5. 4. 30
高浜市の		3. 9. 8	吉岡初浩	○	5. 4. 29
岩倉市の		7. 1. 28	久保田桂朗	○	5. 4. 30
豊明市の	○	5. 4. 29	小浮正典	○	5. 4. 29
日進市の	○	5. 5. 24	近藤裕貴	○	5. 4. 29
田原市の	○	5. 4. 27	山下政良		5. 2. 2
愛西市		3. 5. 14	日永貴章		4. 4. 30
清須市の		3. 8. 6	永田純夫		4. 4. 30
北名古屋市		4. 4. 22	長瀬保		4. 4. 22
弥富市の		4. 12. 1	安藤正明		6. 2. 29
みよし市の		3. 12. 7	小野田賢治	○	5. 4. 29
あま市の		4. 4. 24	村上浩司	○	5. 4. 30
長久手市の		5. 9. 17	吉田一平	○	5. 4. 30

市町村名	長			議員	
	区分	任期満了日	氏名	区分	任期満了日
東郷町		4. 5. 21	井俣憲治	○	5. 4. 29
豊山町		6. 11. 19	鈴木邦尚	○	5. 4. 30
大口町		3. 10. 31	鈴木雅博	○	5. 4. 30
扶桑町		6. 5. 12	鱈瀬武		6. 5. 12
大治町		3. 8. 3	村上昌生	○	5. 4. 29
蟹江町		7. 4. 1	横江淳一	○	5. 4. 30
飛島村		6. 4. 9	加藤光彦	○	5. 4. 29
阿久比町		4. 12. 17	竹内啓二	○	5. 4. 30
東浦町		5. 8. 18	神谷明彦	○	5. 4. 30
南知多町		5. 1. 22	石黒和彦		3. 6. 29
美浜町	○	5. 4. 25	齋藤宏一	○	5. 4. 29
武豊町		7. 4. 26	初山芳輝	○	5. 4. 29
幸田町		4. 5. 26	成瀬敦	○	5. 4. 29
設楽町		3. 10. 22	横山光明	○	5. 4. 30
東栄町	○	5. 4. 26	村上孝治	○	5. 4. 29
豊根村		5. 3. 23	伊藤実		5. 4. 30

【区分欄について】

「○」… 平成31年に執行された統一地方選挙の対象選挙

【参考】

衆議院議員任期満了日 令和3年10月21日
 平成28年通常選挙選出参議院議員任期満了日 令和4年7月25日
 令和元年通常選挙選出参議院議員任期満了日 令和7年7月28日
 愛知県知事任期満了日 令和5年2月14日
 愛知県議会議員任期満了日 令和5年4月29日

第7号議案

不在者投票施設の指定に係る委員長の専決処分について

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき、施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、令和3年4月15日付けで委員長の専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月12日提出

愛知県選挙管理委員会

委員長 加藤 茂

[老人ホーム]

名 称	所 在 地
介護付有料老人ホームプレザンメゾン笠寺	名古屋市南区中割町4丁目88

第8号議案

不在者投票施設の指定に係る委員長の専決処分について

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき、施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、令和3年4月19日付けで委員長の専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月12日提出

愛知県選挙管理委員会

委員長 加藤 茂

〔病院〕

名 称	所 在 地
医療法人豊隆会ちくさ病院	名古屋市千種区今池南4番1号

第9号議案

不在者投票施設の指定に係る委員長の専決処分について

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき、施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、令和3年4月20日付けで委員長の専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月12日提出

愛知県選挙管理委員会

委員長 加藤 茂

〔病院〕

名 称	所 在 地
医療法人杏園会熱田リハビリテーション病院	名古屋市熱田区比々野町32番地

第10号議案

不在者投票施設の指定の取消しについて

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき指定した施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次の施設の指定を取り消すものとする。

令和3年5月12日提出

愛知県選挙管理委員会

委員長 加藤 茂

〔病院〕

名 称	所 在 地
医療法人豊隆会ちくさ病院	名古屋市千種区内山二丁目16番16号
医療法人杏園会熱田リハビリテーション病院	名古屋市熱田区六番一丁目1番19号

第 11 号議案

土地改良区定款中総代の選挙に関する事項について

土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正前の土地改良法施行令第 47 条の規定に基づき、次の土地改良区の定款中、総代の選挙に関する事項について愛知県知事から意見を求められたので、内容を審査したところ、適当と認められることから、意見はない旨回答するものとする。

令和 3 年 5 月 12 日提出

愛知県選挙管理委員会

委員長 加 藤 茂

- 1 土地改良区の名称
稲沢市土地改良区
占部用水土地改良区
佐屋町土地改良区
高豊土地改良区
高浜市土地改良区
立田村土地改良区
知多南部土地改良区
知立土地改良区
富田町土地改良区
豊橋南部土地改良区
藤高土地改良区
- 2 定款の変更内容（総代の選挙に関する事項）
別添のとおり

土地改良区の定款変更について

1 対象土地改良区の概要 別紙のとおり

2 変更の内容

土地改良法の一部改正により、総代の選挙について、選挙管理委員会による管理が廃止されたことに伴い、関連規定を整理する。

3 県選挙管理委員会の考え方

定款中、土地改良区の総代の選挙に係る部分について、総代の選挙の選挙管理委員会による管理が廃止されたことを踏まえた変更がなされているため、特に問題はない。

以上のことから、県選挙管理委員会として、意見はないものとする。

別紙

1 稲沢市土地改良区概要

- (1) 設立 昭和 60 年 8 月 10 日
- (2) 組合員数 5,123 人 (昭和 60 年 8 月 10 日設立時)
5,821 人 (令和 3 年 3 月 31 日現在)
- (3) 受益面積 2,889.6ha (昭和 60 年 8 月 10 日設立時)
2,067.4ha (令和 3 年 3 月 31 日現在)
- (4) 総代会
 - ア 定数 60 人
 - イ 選挙区 4 区
 - ウ 任期満了日 令和 3 年 8 月 22 日
 - エ 次期総代選挙日 令和 3 年 8 月 予定

2 占部用水土地改良区概要

- (1) 設立 平成 15 年 1 月 14 日
- (2) 組合員数 2,034 人 (平成 15 年 1 月 14 日当日)
1,837 人 (令和 3 年 4 月 1 日現在)
- (3) 受益面積 791ha (平成 15 年 1 月 14 日当日)
692ha (令和 3 年 4 月 1 日現在)
- (4) 総代会
 - ア 定数 45 人
 - イ 選挙区 1 区
 - ウ 任期満了日 令和 5 年 3 月 12 日
 - エ 次期総代選挙日 令和 5 年 3 月 予定

3 佐屋町土地改良区概要

- (1) 設立 昭和 29 年 1 月 22 日
- (2) 組合員数 627 人 (昭和 29 年 2 月当初)
1,657 人 (令和 3 年 4 月 1 日現在)
- (3) 受益面積 621.1 町 (昭和 29 年 2 月当初)
767.0ha (令和 3 年 4 月 1 日現在)
- (4) 総代会
 - ア 定数 45 人
 - イ 選挙区 1 区
 - ウ 任期満了日 令和 4 年 3 月 4 日
 - エ 次期総代選挙日 令和 4 年 2 月上旬 予定

4 高豊土地改良区概要

- (1) 設立 昭和 29 年 8 月 5 日
- (2) 組合員数 718 人 (昭和 29 年 8 月 5 日当初)
1,056 人 (令和 2 年 4 月 1 日現在)
- (3) 受益面積 1,112ha (昭和 29 年 8 月 5 日当初)
1,202ha (令和 2 年 4 月 1 日現在)
- (4) 総代会
 - ア 定数 40 人
 - イ 選挙区 7 区
 - ウ 任期満了日 令和 4 年 9 月 26 日
 - エ 次期総代選挙日 令和 4 年 8 月 予定

5 高浜市土地改良区概要

- (1) 設立 昭和 28 年 6 月 15 日
- (2) 組合員数 1,678 人 (昭和 28 年 6 月 15 日当初)
1,007 人 (令和 3 年 4 月 1 日)
- (3) 受益面積 778ha (昭和 28 年 6 月 15 日当初)
185ha (令和 3 年 4 月 時点)
- (4) 総代会
 - ア 定数 40 人
 - イ 選挙区 2 区
 - ウ 任期満了日 令和 3 年 9 月 17 日
 - エ 次期総代選挙日 令和 3 年 9 月 (未定)

6 立田村土地改良区概要

- (1) 設立 昭和 28 年 11 月 11 日
- (2) 組合員数 1,135 人 (昭和 28 年当初)
1,392 人 (令和 3 年 4 月 1 日現在)
- (3) 受益面積 1,248ha (昭和 28 年当初)
1,025ha (令和 3 年 4 月 1 日現在)
- (4) 総代会
 - ア 定数 60 人
 - イ 選挙区 1 区
 - ウ 任期満了日 令和 3 年 12 月 14 日
 - エ 次期総代選挙日 令和 3 年 12 月上旬 予定

7 知多南部土地改良区概要

- (1) 設立 昭和 52 年 9 月 5 日
- (2) 組合員数 1,977 人 (平成 21 年 8 月 1 日合併後)
1,887 人 (令和 2 年 5 月 31 日現在)
- (3) 受益面積 528ha (平成 21 年 8 月 1 日合併後)
525ha (令和 2 年 5 月 31 日現在)
- (4) 総代会
 - ア 定数 50 人
 - イ 選挙区 4 区
 - ウ 任期満了日 令和 3 年 10 月 20 日
 - エ 次期総代選挙日 令和 3 年 10 月 5 日予定

8 知立土地改良区概要

- (1) 設立 昭和 52 年 7 月 25 日
- (2) 組合員数 1,088 人 (昭和 52 年 7 月 25 日当時)
629 人 (令和 3 年 3 月 1 日現在)
- (3) 受益面積 374ha (昭和 52 年 7 月 25 日当時)
311ha (令和 3 年 3 月 1 日現在)
- (4) 総代会
 - ア 定数 36 人
 - イ 選挙区 3 区
 - ウ 任期満了日 令和 3 年 8 月 29 日
 - エ 次期総代選挙日 令和 3 年 8 月 3 日予定

9 富田町土地改良区概要

- (1) 設立 昭和 52 年 9 月 5 日
- (2) 組合員数 551 人 (昭和 52 年 9 月 6 日当初)
373 人 (令和 2 年 5 月 31 日現在)
- (3) 受益面積 138.08ha (昭和 52 年 10 月 17 日当初)
67.7ha (令和 2 年 5 月 31 日現在)
- (4) 総代会
 - ア 定数 30 人
 - イ 選挙区 4 区
 - ウ 任期満了日 令和 3 年 9 月 29 日
 - エ 次期総代選挙日 令和 3 年 9 月 予定

10 豊橋南部土地改良区概要

- (1) 設立 昭和42年9月14日
- (2) 組合員数 2,761人(昭和42年9月14日当初)
2,809人(令和2年4月1日現在)
- (3) 受益面積 1,353ha(昭和42年9月14日当初)
1,491ha(令和2年4月1日現在)
- (4) 総代会
 - ア 定数 54人
 - イ 選挙区 1区
 - ウ 任期満了日 令和5年3月21日
 - エ 次期総代選挙日 令和5年2月予定

11 藤高土地改良区概要

- (1) 設立 昭和22年 藤高水利組合 設立
昭和26年6月16日 藤高土地改良区 に組織変更
- (2) 組合員数 366人(昭和54年時:藤高・七島・藤前)
463人(令和2年4月1日現在:藤高・七島)
- (3) 受益面積 198ha(昭和54年時)
103.4ha(令和2年4月1日現在)
- (4) 総代会
 - ア 定数 30人
 - イ 選挙区 2区
 - ウ 任期満了日 令和4年12月18日
 - エ 次期総代選挙日 令和4年12月予定

協議事項

明るい選挙推進愛知県協議会委員の選任について

明るい選挙推進愛知県協議会委員のうち、河野ともえ委員（前愛知県地域婦人団体連絡協議会会長）について、異動がありましたので、明るい選挙推進愛知県協議会設置要綱に基づき、別紙の者を推薦するものとする。

令和3年5月12日提出

愛知県選挙管理委員会
委員長 加藤 茂

明るい選挙推進愛知県協議会 委員交代一覧

前 任		後 任	
氏 名	職 又 は 職 業 等	氏 名	職 又 は 職 業 等
赤井知久	福井酒造株式会社代表取締役		
朝鍋辰博	日本放送協会名古屋放送局報道部長		
荒見玲子	名古屋大学大学院准教授		
井戸雅晴	大口町選挙管理委員会委員長		
井上 純	中日新聞論説委員		
入江容子	愛知大学教授		
鈴木義衛	知多市選挙管理委員会委員長		
岡田 豊	教育新聞社 常任顧問		
織部匡久	愛知県立城北つばさ高等学校長		
小出義光	津島市代表監査委員		
河野ともえ	前愛知県地域婦人団体連絡協議会会長	山田久子	愛知県地域婦人団体連絡協議会会長
神野友実	介護職員		
積木 潤	弁護士		
野村真由	大学法人事務		
堀場 章	名古屋市選挙管理委員会委員長		
松井妙子	愛知県青年団協議会相談役		
松本俊太	名城大学教授		
森 正	愛知学院大学教授		
森田登喜子	NPO法人あいち環境カウンセラー協会理事		
山本武志	愛知県公民館連合会事務局長		

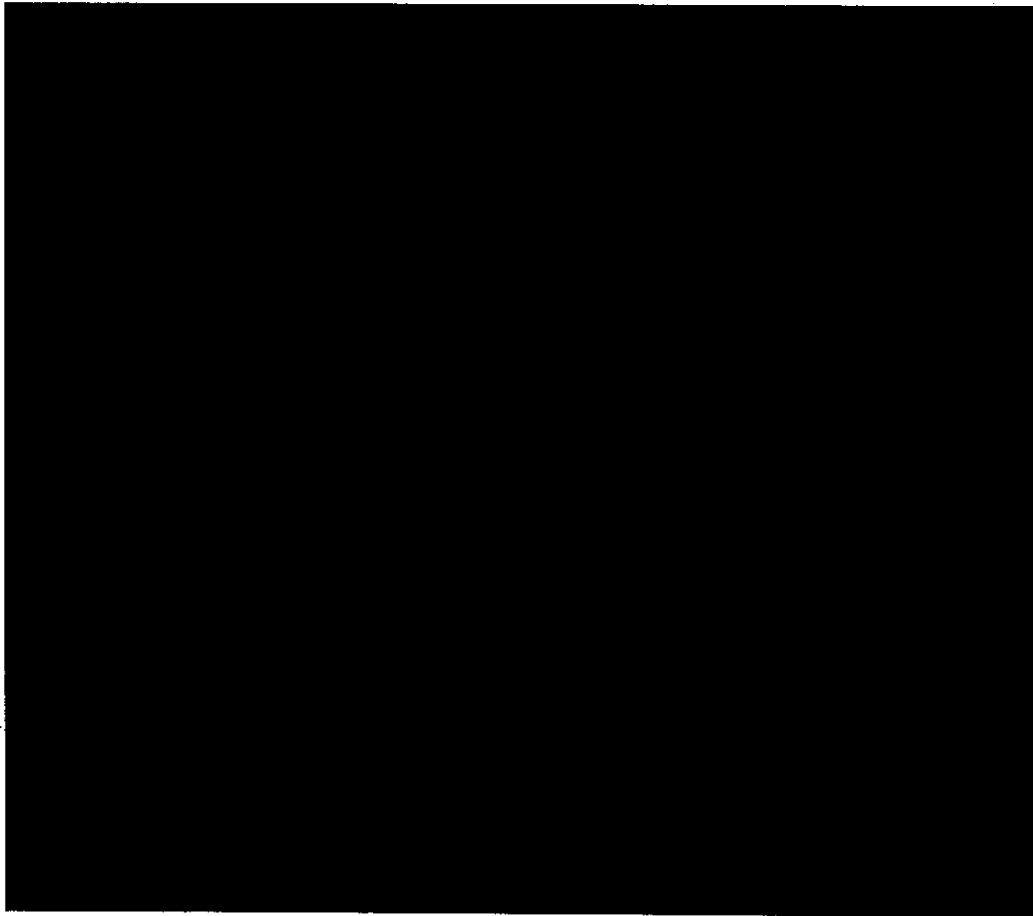
山 田 久 子 (やまだ ひさこ)

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

職 業 主婦

略 歴



明るい選挙推進愛知県協議会設置要綱

第1 目的及び名称

民主政治の基礎である選挙が、その果たす使命に従い適正に行われるように、明るい選挙の推進を図ることを目的として、明るい選挙推進愛知県協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 事業

協議会は、前項の目的を達成するため、愛知県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）、市町村選挙管理委員会、報道機関等関係諸団体と連携し、明るい選挙推進運動の計画及び推進方法を協議し、その他明るい選挙推進に必要と認める事業を行う。

第3 組織

協議会は、委員20人以内で組織する。

- 委員は、学識経験者のうちから委員会の推せんに基づき、会長が委嘱する。

第4 任期

委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が就任する時まで在任する。

- 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 会長及び副会長

協議会に会長及び副会長1名を置く。

- 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 副会長は会長を補佐し、会長が欠け若しくは事故あるときは、その職務を代理する。

第6 招集及び議事

協議会の会議は、会長が招集する。

- 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第7 庶務

協議会の庶務は、委員会で処理する。

第8 雑則

この要綱に定めるもののほか、協議会に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

- この要綱は、昭和41年9月6日から施行する。
ただし、この要綱施行の際現に会長、副会長、委員の身分を有するものは、この要綱により互選又は委嘱されたものとみなし、その任期は昭和43年3月31日までとする。
- 「昭和36年4月、明るく正しい選挙推進愛知県協議会設置要綱」は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和49年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月13日から施行する。

ただし、この要綱施行の際現に会長、副会長、委員の身分を有するものは、この要綱により互選又は委嘱されたものとみなし、その任期は平成16年5月14日までとする。

明るい選挙推進愛知県協議会委員の推薦方針

- 1 明るい選挙推進愛知県協議会の設置目的に賛同し、積極的にこの目的を達成するための事業に参加していただけること。
- 2 人格が高潔で、政治及び選挙について公平、かつ、公正な見識を有すると認められる者であること。
- 3 選挙啓発関係の講師として、活動いただけること。

協議事項

直接請求制度の運用に関する提案書の提出について

令和2年12月21日に実施した愛知県知事解職請求に係る署名簿の調査結果並びに制度の課題等を踏まえ、直接請求制度の運用に関する提案書について、別添のとおり総務省へ提出するものとする。

令和3年5月12日提出

愛知県選挙管理委員会
委員長 加藤 茂

2021年5月13日(木)
愛知県選挙管理委員会事務局
担 当 飯田、水口
内 線 2234、2235
ダイヤル 052-954-6069

直接請求制度の運用に関する提案書の提出について

愛知県選挙管理委員会では、2020年12月21日(月)から、愛知県知事解職請求に係る署名簿の調査を実施した結果、有効とは認められないと判断した署名の中に、本人以外の者によって署名が偽造されたものが大量に含まれている疑いがあると判断し、先般、2021年2月15日付で愛知県警察本部に対して告発状を提出したところです。

当委員会といたしましては、今回の事態を非常に重く受け止め、今後、直接請求制度が適切に運用されるよう、調査の内容を踏まえた検討を進めてまいりました。この度、制度の課題等を踏まえ、直接請求制度が適切に運用されるための提案を別添のとおり取りまとめ、本日、制度を所管する総務省自治行政局行政課に対して、「直接請求制度の運用に関する提案書」を提出しました。

なお、今回の提案書の提出に関する委員長談話は裏面のとおりです。

今回の愛知県知事解職請求に関しては、県内の市区町村選挙管理委員会の協力を得まして署名簿の内容を調査したところですが、調査を通じて、本人以外の者によって大量の署名が偽造された疑いが生じており、こうした行為が実際に行われていたとすれば、民主主義の根幹を揺るがすことになりかねず、看過できないものであります。

県選挙管理委員会といたしましては、今回の事態を非常に重く受け止め、直接請求制度が適切に運用されるよう、調査の内容を踏まえた検討を進め、現行制度の問題点・課題等を整理してまいりましたが、この度、提案書として取りまとめ、総務省へ提出したところであります。

この提案が、今後、直接請求制度が適切に運用されるための一助となれば幸いです。

2021年5月13日

愛知県選挙管理委員会

委員長 加藤 茂

直接請求制度の運用に関する提案書

令和 3 年 5 月
愛知県選挙管理委員会

地方自治制度は、有権者が知事や市町村長、議会の議員を選挙で選び、選挙で選ばれた人が政治を行うという間接民主制が原則となっています。

一方で、地方自治が機能しない事態に備え、間接民主制を補完する制度として、有権者が直接権利を行使し、住民の意思を直接行政に反映させる直接請求制度が設けられているところです。

この直接請求制度が適正に運用されないとするならば、制度そのものの信頼性が疑われるだけでなく、民主主義の根幹を揺るがすことにつながりかねないものであります。

昨年、愛知県では、知事の解職を求める直接請求が行われました。署名収集期間終了後、署名簿は、一部の市町を除く選挙管理委員会に提出されましたが、県全体で法定署名数には達しませんでした。

ところが、署名簿が提出された後において、自身が書いた覚えのない署名があったとの情報が寄せられたほか、不正な署名が多数存在するとして、署名簿の慎重な取扱いを要望する旨の文書が、いくつかの市区町村選挙管理委員会に対して提出されました。

愛知県選挙管理委員会では、こうした状況に鑑み、現状を把握するため、署名簿の内容調査を実施しました。

調査結果につきましては、調査総数 435,334 筆のうち、有効と認められない署名が 362,187 筆で、その割合は、83.20 パーセントでした。

また、有効と認められない署名 362,187 筆のうち、同一人により書かれた

と疑われる署名が約 90 パーセント、選挙人名簿に登録されていない者の署名が約 48 パーセント、選挙人名簿に登録されていない受任者により収集された署名が約 24 パーセントでした。

こうした調査結果や署名簿の現物確認の結果を踏まえ、愛知県選挙管理委員会としては、本人以外の者によって大量の署名が偽造された疑いがあり、これは、民主主義の根幹を揺るがすことにつながりかねず、看過できないものであると判断し、愛知県警察本部に対して告発状を提出したところです。

また、今回の事態を非常に重く受け止め、今後、直接請求制度が適切に運用されるよう、調査の内容を踏まえた検討を進めてきたところであり、この度、制度の課題等を踏まえ、直接請求制度が適切に運用されるための提案を取りまとめました。

なお、署名収集は、各種選挙における投票と異なり、第三者の立会いは不要であることから、これまでも厳格な制度の運用が求められていたところですが、今回の提案によって直接請求の手続がさらに厳格になってしまうことで、制度を利用する住民を萎縮させることは本意ではありません。

あくまでも、より適切に制度が運用されるための検討の材料としていただければ幸いです。

令和 3 年 5 月

愛知県選挙管理委員会

委員長 加藤 茂

今回の愛知県知事解職請求の経緯

2020年 6月2日	政治団体「お辞め下さい大村秀章愛知県知事愛知100万人リコールの会」設立
7月31日	愛知県知事解職請求代表者証明書交付申請（37名）
8月25日	愛知県知事解職請求代表者証明書交付、告示
10月25日	署名収集期間終了（64市区町村）
11月4日	署名簿仮提出（64市区町村）
11月25日	署名収集期間終了（知立市）…署名簿提出なし
12月8日	署名収集期間終了（豊山町）…署名簿提出なし
12月15日	署名収集期間終了（稲沢市）…署名簿提出なし
12月18日	署名収集期間終了（豊橋市）…署名簿提出なし
12月19日	署名収集期間終了（岡崎市）…署名簿提出なし
12月21日	署名簿の調査開始
2021年 1月29日	64市区町村選管からの調査結果受領（本日までに）
2月1日	愛知県選管による調査結果の公表
2月15日	愛知県選管による告発状の提出（愛知県警察本部あて）

調査結果の概要

- 1 調査実施団体：署名簿が提出された全64市区町村
- 2 調査署名数：435,334筆
 - うち有効と認められない署名：362,187筆（全体の83.2パーセント）
- 3 有効と認められない署名（362,187筆）の内容
 - ① 同一人により書かれたと疑われる署名 ⇒ 約90パーセント
（一人が複数の署名を書いたと疑われるもの）
 - ② 選挙人名簿に登録されていない者の署名 ⇒ 約48パーセント
 - ③ 選挙人名簿に登録されていない受任者により収集された署名
⇒ 約24パーセント

※①から③までの内容に重複して該当する署名もある。
- 4 法定署名数：867,133人（2020年12月11日告示）

1 委任届制度の再導入

受任者を選挙管理委員会に届け出る「委任届」の制度の再導入を検討されたい。

【提案の背景・課題】

- 請求代表者は、選挙権を有する者、つまり、選挙人名簿に登録されている者に委任し、その者が属する市区町村の選挙人名簿に登録されている者に対して署名を収集させることができる。
- 各受任者が選挙人名簿に登録されているかどうかの確認は、署名簿が選挙管理委員会に提出され、署名の審査に入った段階で初めて行われることとなっている。
- 今回、愛知県選挙管理委員会が実施した調査において、選挙人名簿に登録されていない受任者により収集された署名が、有効と認められない署名のうち約 24 パーセントを占めていた。
- こうしたことが実際に起きてしまった原因の一つとして、請求代表者が委任を行うに当たり、委任を受ける者が選挙人名簿に登録されているかどうかを確認できないことが挙げられる。
- 過去においては、請求代表者が委任をした際に、受任者の住所、氏名、生年月日、委任年月日を選挙管理委員会に届け出る「委任届」の制度があったが、当該制度は、請求代表者の事務負担軽減の観点から、平成 25 年 3 月に廃止されている。

【提案の説明】

- 委任届の制度を改めて導入してはどうか。
- その上で、委任届の提出を受けた市区町村選挙管理委員会は、直ちに受任者の選挙人名簿登録の有無を確認し、受任者が選挙人名簿に登録されていないことが明らかになったときは、署名収集期間中であっても請求代表者にその旨を通知する制度とする。
- なお、委任届の制度を改めて導入することとなっても、請求代表者のように受任者の住所や氏名の公開（告示等）が必要とは考えないが、選挙管理委員会に氏名等が届けられることによって、誤った運用がなされないための一定の抑止力が期待できるものとする。

【参考資料】愛知県選挙管理委員会による調査結果抜粋

署名簿の調査を行った署名数	435, 334 筆
うち有効と認められなかった署名の割合	約 83% (362, 187 筆)
有効と認められなかった署名のうち、選挙人名簿に登録されていない受任者により収集された署名の割合	約 24%

＜地方自治法施行令（抜粋）＞

第 92 条 略

2 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。

3以下 略

平成 25 年政令第 28 号による改正前の地方自治法施行令第 92 条第 3 項

条例制定又は改廃請求代表者は、前項の規定により署名し印をおすことを求めるための委任をしたときは、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を文書をもつて当該地方公共団体の長【注：解職請求の場合は選挙管理委員会】及び受任者の属する市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 署名収集者の署名の義務付け

署名簿に、署名収集者の氏名を自署することの義務付けを検討されたい。

【提案の背景・課題】

- 今回、愛知県選挙管理委員会が実施した調査において、同一人により書かれたと疑われる署名が、有効と認められない署名のうち約 90 パーセントを占めていた。
- さらに、本人の承知していないところで委任状が作成され、受任者となっていた事例もあった。
- こうしたことが実際に起きてしまった原因の一つとして、現行制度では、各署名簿に書かれた署名が、誰によって収集されたかを書面上で確認する手段がないことが挙げられる。
- 今回の直接請求は、37 名の請求代表者により署名収集が行われたが、どの署名をどの請求代表者が収集したのかを署名簿上で確認することはできない。
- また、委任状が付された署名簿については、当該委任状に書かれた者が受任者として署名収集が行われたと推定されるものの、受任者が集めたものであることを署名簿上で確認することはできない。
- したがって、請求代表者でも受任者でもない第三者が、当該署名簿を用いて収集している可能性も否定できないところである。

【提案の説明】

- 署名を実際に収集した者（請求代表者又は受任者。複数により収集されている場合は 1 人以上）に対し、氏名を自署することを義務付けてはどうか。
- 氏名の自書は、署名簿（表紙等）に直接書き込む方法や、宣誓書といった様式を別に定め、あらかじめ署名簿に綴じ込む方法などが考えられる。
- この署名自体を第三者に書かれる可能性は否定できないものの、誤った運用がなされないための一定の抑止力は期待できるものとする。

【参考資料】愛知県選挙管理委員会による調査結果抜粋

署名簿の調査を行った署名数	435, 334 筆
うち有効と認められなかった署名の割合	約 83% (362, 187 筆)
有効と認められなかった署名のうち、同一人により書かれたと疑われる署名の割合	約 90%

3 署名簿の調査権限の付与

仮提出された署名簿について、選挙管理委員会の判断により、内容を調査することができる制度の導入を検討されたい。

【提案の背景・課題】

- 今回の直接請求では、選挙の執行などにより署名収集が一時中断された市町を除く市区町村において署名簿が仮提出された後、署名簿に関する自己情報開示請求を行った県民から、自身が書いた覚えのない署名があったとの情報が寄せられたほか、請求代表者の一部からは不正な署名が多数存在するとして、署名簿の慎重な取扱いを要望する旨の文書が、いくつかの選挙管理委員会に対して提出されたところである。
- 愛知県選挙管理委員会では、こうした状況に鑑み、県全体の署名収集期間が終了した後に、県内の市町村選挙管理委員会に対し、署名簿の内容調査を依頼した。
- 現行の直接請求制度において、仮提出された署名簿の内容を調査することができる旨の明文の規定はないが、地方自治法第245条の4第1項の規定を根拠として調査の依頼を行ったところである。

【提案の説明】

- 各市区町村に仮提出された署名が法定署名数に達していない場合であっても、著しい不正が疑われる事情がある場合など、選挙管理委員会が必要であると判断した場合は、署名簿の返付を保留し、署名の全部又は一部を調査することができるなどの仕組みを明文化してはどうか。
- ただし、この調査は、あくまでも選挙管理委員会が必要であると判断した場合にのみ行うものであり、調査を行うことを義務付けることを想定したものではない。

【参考資料】

<地方自治法（抜粋）>

第245条の4 各大臣（内閣府設置法第4条第3項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第5条第1項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第14章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2以下 略

<地方自治法施行令（抜粋）>

第93条の2 都道府県又は指定都市に関する請求につき当該請求に係る区域の一部について第92条第3項ただし書の規定の適用がある場合には、条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿が作製される区域ごとに同項の規定を適用したとしたならば当該区域における同項に規定する期間が満了することとなる日の翌日から10日を経過する日までに、当該区域に係る条例制定又は改廃請求者署名簿を市町村の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、当該仮提出をすべき期間内に次条第1項の規定による提出をするときは、この限りでない。

2 略

4 請求代表者に係る総代制度の導入

総代を互選することができるようにする制度の導入を検討されたい。

【提案の背景・課題】

- 請求代表者が複数いる場合において、請求代表者証明書交付申請書の提出や署名簿の提出など、請求代表者の全ての行為は、合同行為であることから、請求代表者全員の総意によりそれぞれ行われる必要がある。
- 今回の直接請求では、活動の途中で請求代表者が2つのグループに分裂したことにより、請求代表者全員の総意を得られなくなったことから、その後の各種の手續に混乱を生じ、県や市区町村の選挙管理委員会が対応に苦慮する場面が多くあった。

【提案の説明】

- 請求代表者が総代を互選できる制度及び請求代表者が総代を互選しない場合において、選挙管理委員会が総代を指定することができる制度を導入してはどうか。

【参考資料】

<行政不服審査法（抜粋）>

第 11 条 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、3 人を超えない総代を互選することができる。

2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第 9 条第 1 項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。

3 総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。

4 総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

5 共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、2 人以上の総代が選任されている場合においても、1 人の総代に対してすれば足りる。

6 共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。

5 署名簿の取扱責任者の指定

請求代表者のうち、署名簿の提出及び返付の窓口となる責任者を指定することができる制度の導入を検討されたい。

【提案の背景・課題】

- 今回の直接請求では、37名の請求代表者によって署名収集活動が行われたが、署名簿の仮提出後に請求代表者が2つのグループに分裂したことにより、請求代表者全員の総意が必要である各種手続を行うことができず、実質的に活動が終了したところである。
- 現行の直接請求制度においては、仮提出された署名簿が本提出に至らなかった場合に、当該署名簿を請求代表者に返付する旨の法令上の規定はない。
- しかしながら、提出された署名簿を、各市区町村の選挙管理委員会において保管すべき積極的な理由はないことから、特段の事情がない限り、当該署名簿は請求代表者に返付すべきものと考えるが、請求代表者全員の総意が得られない場合において、各市区町村選挙管理委員会は誰に対して署名簿を返付すべきかなど、今後の対応に苦慮することが想定される。

【提案の説明】

- 請求代表者が、署名簿の提出及び返付の窓口となる責任者を指定することができる制度及び請求代表者が責任者を指定しない場合において、選挙管理委員会が責任者を指定することができる制度を導入してはどうか。
- さらに、請求代表者が署名簿の返付を受けない場合は、各市区町村選挙管理委員会において一定期間保管後に廃棄処分する制度をあわせて導入してはどうか。

【参考資料】

<行政不服審査法（抜粋）>

- 第11条 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、3人を超えない総代を互選することができる。
- 2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。
 - 3 総代は、各自、他の共同審査請求人のために、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。
 - 4 総代が選任されたときは、共同審査請求人は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。
 - 5 共同審査請求人に対する行政庁の通知その他の行為は、2人以上の総代が選任されている場合においても、1人の総代に対してすれば足りる。
 - 6 共同審査請求人は、必要があると認める場合には、総代を解任することができる。

6 署名権者等の早期確定

署名収集開始時などの一定の時点で、署名できる者及び法定署名数を確定させる制度の導入を検討されたい。

【提案の背景・課題】

- 現行制度において、各署名者が選挙人名簿に登録されているかどうかの確認に用いる選挙人名簿は、審査の完了の日現在における選挙人名簿である。これは、本請求時の選挙人の実態と可能な限り合致させようという趣旨によるものである。
- 今回、署名収集期間中やその前後の期間に他市町村から転入してきた者や他市町村へ転出した者、また、18歳を迎える者などから、自身が書いた署名は有効になるのか、あるいは、いつ書けば有効になるのかといった問い合わせを多く受けたところであるが、署名の審査を行う時点が確定しない限り、明確な回答ができない状況であった。
- 同様の理由により、法定署名数についても、大きな変動はないものの、数値が確定しない状況であった。
- 制度の透明性を確保する意味合いにおいても、署名できる者及び法定署名数については、一定の時点で確定すべきと考える。

【提案の説明】

- 署名できる者（地方自治法第74条第1項に規定する「選挙権を有する者」）について、請求代表者証明書を交付した時点、つまり署名収集開始時に選挙人名簿に登録されている者であることを要件とするなど、一定の時点で確定させる制度を導入してはどうか。
- ただし、署名審査時まで死亡した者に係る署名については、実地調査や証人尋問等が行えないことに鑑み、無効として取り扱うものとする。
- 法定署名数についても、署名できる者を確定した時点の数とする。

【参考資料】

＜地方自治法（抜粋）＞

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2～4 略

5 第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の50分の1の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員

会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。

6以下 略

<地方自治法施行令（抜粋）>

第92条 条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第74条第1項に規定する選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。）をし、印を押すことを求めなければならない。

2 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。

3以下 略

<昭和27年12月17日行政実例>

問 第74条の2第1項において「署名し印をおした者が選挙人名簿に記載（現行法では登録）された者」というのは、次のいずれをとるべきか。

- 1 署名をした時に名簿に記載されている
- 2 審査をする時に名簿に記載されている
- 3 全署名の効力決定の日に記載されている

答 2お見込のとおり。

7 縦覧制度のあり方

個人情報保護の観点から、縦覧制度のあり方について検討されたい。

【提案の背景・課題】

- 縦覧は、署名審査の終了後、署名簿の効力決定の正確を期するため、関係人（選挙人名簿に記載されている者）をしてその効力決定の過誤の有無を検討させ、修正の申立を行わせる趣旨で行われる。
- 縦覧については、地方自治法第74条の2第2項において、7日間、選挙管理委員会が指定した場所において関係人の縦覧に供さなければならない旨規定されているが、具体的な方法等は、法令に明記されていない。
- 署名簿の縦覧は、関係人が属する市区町村のものに限られるものの、個人情報（氏名、住所、生年月日）を誰でも見ることができることについて、個人情報が漏洩するおそれがあり、非常に心配であるといった意見が、愛知県選挙管理委員会にも多く寄せられたところである。
- しかしながら、一方で、誰でも見ることができる制度とすることで、不正な署名収集が行われることに対する一定の抑止力が期待できると言える。

【提案の説明】

- 縦覧については、原則として氏名のみを見せることとし、縦覧者本人又はその家族の署名について全体を確認したい旨の申出があったときは、本人確認の上、それ以外の部分（住所、生年月日等）についても見せる運用としてはどうか。

【参考資料】

<地方自治法（抜粋）>

- 第74条の2 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名し印をおした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
- 3以下 略

政治団体の設立等の状況

令和3年4月分

1 政治団体の状況

	前月末現在	令和3/4/1～令和3/4/30		計
		設立数	解散数	
政党の支部	251 (15)	0 -	1 (0)	250 (15)
その他の政治団体	2,694 (722)	7	5 (2)	2,696 (720)
計	2,945 (737)	7 -	6 (2)	2,946 (735)

(注) ()内の数は、収支報告書を2年間未提出のため、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった団体(政治資金規正法第17条第2項適用政治団体)数を示す。

2 資金管理団体の指定の状況

	前月末現在	令和3/4/1 ～令和3/4/30	計
衆議院議員	26	0	26
参議院議員	10	0	10
知事	1	0	1
愛知県議会議員	112	0	112
名古屋市長	2	0	2
名古屋市議会議員	95	0	95
市町村長(名古屋市を除く。)	38	0	38
市町村議会議員 (名古屋市を除く。)	358	(2, Δ1) 1	359
計	642	1	643

3 国会議員関係政治団体の状況

	前月末現在	令和3/4/1 ～令和3/4/30	計
政党の支部	1号団体 45	0	45
その他の政治団体	1号団体 4	0	4
	2号団体 25	0	25
	1号及び2号団体 46	0	46
計	120	0	120

- 備考 1 「1号団体」とは、国会議員及びその候補者等が代表者である政治団体(法第19条の7第1項第1号)をいう。
 2 「2号団体」とは、寄附金控除を受ける団体のうち、特定の国会議員及びその候補者等を支持推薦することを本来の目的とする政治団体(法第19条の7第1項第2号)をいう。
 3 「1号及び2号団体」とは、法第19条の7第1項第1号に掲げる政治団体かつ同項第2号に掲げる政治団体をいう。

令和3年4月中の届出状況

	政党の支部	その他の政治団体	合計
政治団体の設立届	0団体	7団体	7団体
うち遡及設立	0団体	0団体	0団体

	政党の支部	その他の政治団体	合計
政治団体の届出事項の異動届	2団体 4件	21団体 45件	23団体 49件
異動事項の内訳	政党の支部	その他の政治団体	合計
告示	4件	37件	41件
政治団体の名称	0件	2件	2件
主たる事務所の所在地	1件	9件	10件
代表者	1件	12件	13件
会計責任者	2件	14件	16件
国会議員関係政治団体の区分	0件	0件	0件
代表者の公職の種類	0件	0件	0件
公職の候補者及び公職の種類	0件	0件	0件
告示外	0件	8件	8件
規約	0件	2件	2件
会計責任者の職務代行者	0件	5件	5件
課税上の優遇措置適用関係	0件	0件	0件
その他	0件	1件	1件

	政党の支部	その他の政治団体	合計
政治団体解散届	1団体	5団体	6団体
うち法第17条2項適用団体	0団体	2団体	2団体
うち遡及解散(17②含まず)	0団体	2団体	2団体

資金管理団体指定届 2団体

資金管理団体指定取消届 0団体

資金管理団体でなくなった旨の届出 1団体

資金管理団体の届出事項の異動届 1団体 1件

1 政治団体の設立（法第6条第1項）

〔国会議員関係政治団体以外のその他の政治団体〕

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	属年 月 日	備 考
1	岩田玲子みんなの会	岩田 玲子	岩田 玲子	半田市白山町5-210-27	令和 3.4.12	
2	近藤ひろみつ後援会	近藤 絃光	近藤 保恵	西尾市熊味町中泡原65番地	3.4.26	西尾市議
3	女性が輝く町の実現を考える会	佐々木映美	辻本 駿	西尾市上町宮東6番地	3.4.16	西尾市議
4	杉浦くにひこ後援会	杉浦 邦彦	杉浦 邦彦	西尾市志籠谷町乾地142	3.4.9	西尾市議
5	高橋よしあき後援会	高橋 芳明	土川ますみ	一宮市奥町字芝原8番地	3.4.8	一宮市議
6	馬場秀樹後援会	馬場 秀樹	谷口 博史	一宮市八幡2-3-1	3.4.27	
7	本気で半田を変える会	加藤 順三	中村 宗雄	半田市昭和町1-60-10	3.4.7	半田市長

2 政治団体の届出事項の異動（法第7条第1項）

〔政党の支部〕

政治団体の 名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		届出 年月日	異動 年月日
			新	旧		
1 自由民主党知多郡 第一支部	大村 文俊	主たる事務所の 所在地	知多郡阿久比町福 住字南池100	知多郡阿久比町宮 津山田1-177	令和 3.4.1	令和 3.3.18
		代表者	大村 文俊	山下 享司		
		会計責任者	竹内 卓美	久保 秋男		
2 自由民主党半田市 支部	堀寄 純一	会計責任者	國弘 秀之	澤田 勝	3.4.8	3.4.6

〔その他の政治団体〕

政治団体の 名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		届出 年月日	異動 年月日
			新	旧		
1 愛知県産業資源循 環協会政治連盟	永井 良一	政治団体の名称	愛知県産業資源循 環協会政治連盟	愛知県産業廃棄物 政治連盟	令和 3.4.1	令和 3.3.25
		会計責任者	堀部 隆司	加山 昌弘		
2 愛知県薬剤師連盟 昭和支部	鈴木 弘子	代表者	鈴木 弘子	鍋谷 伸子	3.4.13	3.4.11
3 愛知県薬剤師連盟 天白支部	矢野 宗敏	主たる事務所の 所在地	名古屋市天白区保 呂町1710	名古屋市天白区焼 山一丁目502-2	3.4.20	3.4.4
		代表者	矢野 宗敏	蟹江 章人		
		会計責任者	瀬戸口大輔	大野 友美		

政治団体の 名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		届出 年月日	異動 年月日
			新	旧		
4 愛知県薬剤師連盟 西知多支部	井上 正人	主たる事務所の 所在地	東海市大田町郷中 183-1	知多市八幡勘右工 門沢79-1	3.4.20	3.4.1
		代表者	井上 正人	竹中 孝久		
		会計責任者	久野 辰男	今泉 亮		
5 愛知県薬剤師連盟 守山支部	加納 豊	主たる事務所の 所在地	名古屋市守山区花 咲台1丁目905番地	名古屋市守山区小 幡南1丁目15番33 号	3.4.15	3.4.1
		代表者	加納 豊	中川 貴之		
		会計責任者	清原 貴之	高木 雄平		
6 新しい政治・ほり さき純一後援会	川口 新平	主たる事務所の 所在地	半田市昭和町1丁 目60-10	半田市柵町2丁目 57番地	3.4.27	3.4.20
		代表者	川口 新平	中野 節蔵		
7 稲沢市歯科医師連 盟	石黒 隆男	会計責任者	林 峰佳	吉川 裕城	3.4.15	3.4.15
8 犬山扶桑歯科医師 連盟	杉浦 隆	主たる事務所の 所在地	犬山市五郎丸字鷲 寺11-40	丹羽郡扶桑町高雄 字定松35-2	3.4.8	3.4.1
		代表者	杉浦 隆	青木 義忠		
		会計責任者	林 喜一	安藝 義朗		
9 お辞め下さい大村 秀章愛知県知事愛 知100万人リ コールの会	高須 克弥	主たる事務所の 所在地	名古屋市中区丸の 内2丁目7-19	名古屋市東区古出 来1-1-2	3.4.23	3.2.1

政治団体の 名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		届出 年月日	異動 年月日
			新	旧		
10 現職市長とワクワクする西尾を創る会	森島 一秋	政治団体の名称	現職市長とワクワクする西尾を創る会	未来を託せる若い市長を創る会	3.4.2	3.4.1
		代表者	森島 一秋	山田 慶勝		
		会計責任者	山本 健太	中村 健		
11 政治結社翔仁塾	若井ひとみ	会計責任者	湧田 弘成	盛田 幸一	3.4.7	3.4.7
12 政治結社大日本政翔會	湧田 弘成	代表者	湧田 弘成	盛田 幸一	3.4.7	3.4.7
13 常滑陶磁器友の会	鯉江 健彦	代表者	鯉江 健彦	渡辺敬一郎	3.4.16	3.4.1
		会計責任者	片岡 秀美	竹内 伸夫		
14 外山こういち後援会	塚崎 和俊	代表者	塚崎 和俊	黒田 節男	3.4.26	3.4.21
		会計責任者	小山 俊彦	浦野 雄平		
15 名古屋市中川区歯科医師連盟	今枝 康至	主たる事務所の所在地	名古屋市中川区万場5-502	名古屋市中川区打中2-112	3.4.1	3.4.1
		代表者	今枝 康至	板津 厚治		
		会計責任者	佐藤 是孝	井口 岩雄		
16 原田範次後援会	原田 範次	会計責任者	鎌田 宏	杉山 金弘	3.4.27	3.4.27
17 ふなびき嘉明育てる会	船引 嘉明	会計責任者	船橋 久夫	舟橋 直樹	3.4.1	3.4.1

政治団体の 名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		届出 年月日	異動 年月日
			新	旧		
18 山下俊輔後援会	柘植 雅二	主たる事務所の 所在地	名古屋市南区氷室 町8番5号	岡崎市上和田町字 切戸42番地	3.4.9	3.4.9
		会計責任者	山下 俊輔	藤島 雄平		
19 山下ともや後援会	五藤 隆夫	代表者	五藤 隆夫	丹羽 徹男	3.4.9	3.3.1
20 山本靖也政策研究会	山本 靖也	主たる事務所の 所在地	名古屋市北区如来 町153番地	名古屋市名東区上 菅2-306	3.4.7	3.4.6

3 政治団体の解散（法第17条第1項）

〔政党の支部〕

	政治団体の名称	代表者の氏名	政治団体でなくなった年月日	備考
1	自由民主党愛知県第二選挙区支部	薬師寺道代	令和 3.4.1	

〔その他の政治団体〕

	政治団体の名称	代表者の氏名	政治団体でなくなった年月日	備考
1	岩田玲子みんなの会	岩田 玲子	令和 1.5.10	
2	かちひろきを育てる会	加知 宏紀	2.12.15	17②R3
3	かつざき泰生後援会	勝崎 泰生	2.11.30	17②R3
4	ジェイテクト政治に参加する会	荻田 大介	2.11.1	
5	道明会	薬師寺道代	3.3.31	

4 資金管理団体の指定（法第19条第2項）

	資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体 の名称	主たる事務所 の所在地	届出 年月日	指定 年月日
1	近藤 紘光	西尾市議会議員	近藤ひろみつ後 援会	西尾市熊味町中泡 原65番地	令和 3.4.26	令和 3.4.26
2	諸岡 英実	小牧市議会議員	諸岡えみ後援会	小牧市久保一色 1010-16	令和 3.4.20	令和 3.4.20

5 資金管理団体でなくなった団体（法第19条第3項第2号）

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の称	届出年月日	資金管理団体でなくなった年月日
1 加知 宏紀	かちひろきを育てる会	令和 3.4.19	令和 2.12.15

6. 資金管理団体の届出事項の異動（法第19条第3項第3号）

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
1 山本 靖也	山本靖也政策研究会	主たる事務所の所在地	名古屋市北区如来町153番地	名古屋市名東区上菅2-306	令和 3.4.6

政治資金規正法に基づく収支報告書（令和2年分）の
提出状況（令和3年4月30日現在）

1 国会議員関係政治団体

(1) 愛知県選挙管理委員会届出政治団体

区 分	提出義務 団体数	提 出 団 体 数					提出率 (%)	昨年 提出率 (%)
		1月	2月	3月	4月	計		
政 党 の 支 部	43	2	5	4	4	15	34.9	35.9
公 明 党	2	1	0	1	-	2	100.0	100.0
国民民主党	3	1	0	0	1	2	66.7	45.5
自由民主党	17	0	2	1	3	6	35.3	37.5
日本維新の会	4	0	1	0	0	1	25.0	0.0
立憲民主党	15	0	1	2	0	3	20.0	12.5
れいわ新選組	2	0	1	0	0	1	50.0	-
その他の政治団体	65	2	7	8	7	24	36.9	44.6
1号団体	3	0	0	0	0	0	0.0	0.0
2号団体	23	0	2	2	4	8	34.8	47.8
1号及び2号団体	39	2	5	6	3	16	41.0	46.2
合 計	108	4	12	12	11	39	36.1	41.3

(参考) 提出義務団体数について（法第17条第2項適用団体を除く。）

	(遡及設立)	(遡及解散)	(遡及異動)	(計)	(団体数)
R2. 12. 31現在	-	-	-	-	108 (政43、他65)
R3. 1. 31現在	0	0	0	0	108 (政43、他65)
R3. 2. 28現在	0	0	0	0	108 (政43、他65)
R3. 3. 31現在	0	0	0	0	108 (政43、他65)
R3. 4. 30現在	0	0	0	0	108 (政43、他65)
計	0	0	0	0	

(2) 総務大臣届出政治団体

区 分	提出義務 団体数	提 出 団 体 数					提出率 (%)	昨年 提出率 (%)
		1月	2月	3月	4月	計		
政 党 の 支 部	3	0	2	1	0	3	100.0	37.5
公 明 党	3	0	2	1	-	3	100.0	75.0
その他の政治団体	17	1	1	2	2	6	35.3	35.3
1号団体	0	-	-	-	-	-	-	-
2号団体	1	1	-	-	-	1	100.0	33.3
1号及び2号団体	16	0	1	2	2	5	31.3	35.7
合 計	20	1	3	3	2	9	45.0	36.0

※令和2年分政治資金収支報告書（国会議員関係政治団体）の提出期限は
令和3年5月31日（月）です。

2 国会議員関係政治団体以外

(1) 愛知県選挙管理委員会届出政治団体

区 分	提出義務団体数		提出団体数		提出率 (%)	
	3月末 現在	4月末 現在	1月～3月	4月	4月末 現在	期限内
	A	B	C	D	$F = (C+D) / B$	$E = C / A$
合 計	2,074	2,070	1,915	46	94.7	92.3
					(昨年提出率) 93.5	92.0

(2) 総務大臣届出政治団体

区 分	提出義務団体数		提出団体数		提出率 (%)	
	3月末 現在	4月末 現在	1月～3月	4月	4月末 現在	期限内
	A	B	C	D	$F = (C+D) / B$	$E = C / A$
合 計	80	80	72	1	91.3	90.0
					(昨年提出率) 91.7	88.1

今後の日程等の確認について

【選挙管理委員会】

6月 8日(火)	11:00～	6月定例選挙管理委員会	【全委員】
7月 13日(火)	11:00～	7月定例選挙管理委員会	【全委員】
※ 8月 17日(火)	11:00～	8月定例選挙管理委員会	【全委員】

【5月臨時県議会】

5月 27日(木)	午前	開 会	【全委員】 (議場において、就任ごあいさつを いただきます。)
-----------	----	-----	---------------------------------------

注) 9時30分までに選管室にお集まりください。

【6月定例県議会】

6月 17日(木)	午前	開 会	【委員長】
6月 21日(月)	終日	代表質問	【委員長】
6月 22日(火)	終日	一般質問	【 <u>近藤委員</u> 】
6月 23日(水)	終日	一般質問	【 <u>小林委員長職務代理者</u> 】
7月 6日(火)	午前	閉 会	【委員長】

注) 9時30分までに選管室にお集まりください。